

堺市公報 第122号	令和2年5月29日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
 【健康福祉局健康部保健所食品衛生課】 2

<告示>

- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
 【建設局土木部路政課】 4
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
 【建設局土木部路政課】 6
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
 【建設局土木部路政課】 8

<公告>

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
 る調達契約に係る落札者等について
 【健康福祉局健康部健康医療推進課】 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
 【産業振興局商工労働部商業流通課】 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
 【産業振興局商工労働部商業流通課】 12
- 農用地利用集積計画
 【産業振興局農政部農地課】 13
- 都市計画法に基づく工事の完了について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】 22

<上下水道局公告>

- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい
 て
 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】 22
- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の休止につい

て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	24
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	24
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	
【農業委員会事務局】	25

規 則

堺市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年5月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第54号

堺市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

堺市食品衛生法施行細則（平成12年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）」及び「。以下「条例」という。」を削る。

第2条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

第3条第2項中「営業許可廃止等届出書を提出した」を「届出を行った」に、「市長」を「保健所長」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

第6条中「堺市食品営業許可申請書」の次に「（様式第3号）」を加え、「市長」を「保健所長」に改め、同条第3号中「よる清涼飲料水」を「より清涼飲料水」に改める。

第8条、第10条第3項及び第15条第3項中「市長」を「保健所長」に改める。

第16条中「市長」を「保健所長」に改め、同条第2号中「失そう」を「失踪」に改める。

第17条第1項ただし書中「市長」を「保健所長」に改める。

第18条中「所管部長」を「保健所長」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「堺市長」を「堺市保健所長」に改める。

様式第3号中「第4条、第6条関係」を「第6条関係」に、「堺市長」を「堺市保健所長」に、「F a x」を「ファックス」に改める。

様式第4号（甲）を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第4号（乙）を削る。

様式第7号中「堺市長」を「堺市保健所長」に、「報告者氏名」を「 氏名」に改める。

様式第8号中「堺市長」を「堺市保健所長 印」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「堺市長」を「堺市保健所長」に改める。

様式第12号中「堺市長」を「堺市保健所長」に、

「

合併により消滅した法人	名 称 所 在 地 代表者の氏名	
-------------	---------------------------------	--

を

」

「

合併により消滅した法人	名 称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名	
-------------	--------------------------------	--

に

」

改める。

様式第13号中「堺市長」を「堺市保健所長」に、

「

「

名 称 主たる事務所 所 在 地 代 表 者 氏 名	を	名 称 主たる事務所 の 所 在 地 代 表 者 の 氏 名
--	---	--

に改める。

」 「

様式第14号中「堺市長」を「堺市保健所長」に改める。

様式第15号中「堺市長」を「堺市保健所長」に、「失そうの宣言」を「失踪の宣告」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の堺市食品衛生法施行細則（以下「旧規則」という。）第4条及び第5条並びに様式第4号（甲）及び様式第4号（乙）の規定は、堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年条例第12号）附則第2項に規定する期間において、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市食品衛生法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

告 示

堺市告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧	敷地の		備考
		新	幅員m	延長m	
遠里小野南清水1号線	堺区南清水町2丁88番1地先	旧	5.27	2.47	(才0089)
	堺区南清水町2丁88番1地先	新	5.27	2.47	
遠里小野南清水1号線	堺区南清水町2丁88番1地先	旧	5.42	2.47	(才0089)
	堺区南清水町2丁88番1地先	新	5.42	2.47	

~~~~~

堺市告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

| 路線名    | から<br>区間<br>まで | 旧 | 敷地の            |      | 備考      |
|--------|----------------|---|----------------|------|---------|
|        |                | 新 | 幅員m            | 延長m  |         |
| 黒山34号線 | 美原区黒山183番13地先  | 旧 | 8.55<br>11.15  | 2.00 | (70242) |
|        | 美原区黒山183番13地先  | 新 | 8.55<br>8.90   | 2.00 |         |
| 黒山34号線 | 美原区黒山183番8地先   | 旧 | 10.00<br>15.00 | 4.50 | (70242) |
|        | 美原区黒山183番8地先   | 新 | 10.00<br>12.40 | 4.50 |         |

~~~~~

堺市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
浜寺船尾西13号線	西区浜寺船尾町西2丁254番1地先	旧	2.15 3.60	9.95	(^0260)
	西区浜寺船尾町西2丁254番1地先	新	2.65 4.20	9.95	

公 告

堺市公告第317号

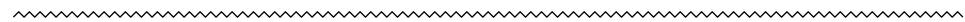
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量
保健衛生情報システム保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
健康福祉局健康部健康医療推進課
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 海原 洋二
大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラトリ）
- 5 隨意契約に係る契約金額
¥48,257,000—（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



堺市公告第318号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次とのおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年5月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ美原店

堺市美原区黒山710番1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ

代表取締役 杉本 正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称 (仮称) ケーズデンキ堺美原店

所在地 堀市美原区黒山710番1 ほか

(変更後)

名称 ケーズデンキ美原店

所在地 堺市美原区黒山710番1 ほか

4 変更年月日

平成28年5月26日

5 届出年月日

令和2年5月18日

~~~~~

堺市公告第319号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、次とのおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年5月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ美原店

堺市美原区黒山710番1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ

代表取締役 杉本 正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 名 称 | 変更前  | 変更後  |
|-----|------|------|
|     | 収容台数 | 収容台数 |
| 駐車場 | 179台 | 92台  |
| 合計  | 179台 | 92台  |

駐車場の位置については、縦覧による。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 名称  | 変更前  | 変更後  |
|-----|------|------|
|     | 収容台数 | 収容台数 |
| 駐輪場 | 288台 | 283台 |
| 合計  | 288台 | 283台 |

駐輪場の位置については、縦覧による。

4 変更年月日

令和3年1月19日

5 届出年月日

令和2年5月18日

~~~~~

堺市公告第320号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のように
おり公告する。

令和2年5月29日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度 第2号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年5月14日

堺市

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃料(円)	借賃料の支払い方法
堺市中区新家町679番地11	納 健二郎	美原区阿弥	159	田	1,652	堺市美原区阿弥10番地7 ヴィラエントハイ203号	喜田 康友	使用貸借による権利	畑として利用	令和2年6月1日	令和5年5月31日	-	-
堺市美原区平尾2762番地1	阪口 良一	美原区平尾	145-1	田	992	堺市美原区平尾2799番地 堺市美原区平尾448番地2 大阪府堺市南区門真市輪3026番 111	辻野 一二子 辻野 韶子 辻野 忍 宮脇 吾子 山崎 育子	使用貸借による権利	田として利用	令和2年8月1日	令和5年7月31日	-	-
堺市中区深井水池町2832番地2	谷川 健	中区陶器北	11	畠	1,236	堺市中区東山278番地	大町 京子	使用貸借による権利	畑として利用	令和2年8月1日	令和5年7月31日	-	-
堺市中区深坂6丁16番3号	鵜川 重廣	中区田園	384	田	1,282	東京都町田市三輪緑山2丁目 25番地12	湘野 茂樹	使用貸借による権利	田として利用	令和2年8月1日	令和5年7月31日	-	-
堺市西区山田1丁1036番地4	山口 勝彦	西区山田3丁	1011	田	631		村田 雅信	使用貸借による権利	畑として利用	令和2年6月1日	令和5年5月31日	-	-
		西区山田3丁	1312	田	585	堺市西区山田2丁72番地1	村田 龍佑		田として利用				
		西区山田3丁	1306	田	1,365								

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する地			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	中区陶器北	2129	畠	1,273	堺市中区東山354番地	下村 清一	使用貸借による権利	烟として利用	令和2年6月1日	令和7年5月31日	-	-
堺市中区辻之973番地1	永吉 智宏					大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	使用貸借による権利	烟として利用	令和2年6月1日	令和7年5月31日	-	-

[使用貸借]

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

農地中間管理事業

2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 貸借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

貸借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 貸借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金・水利費	賦課金・水利費とも転借人が負担	—

3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しない

ものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金・水利費	賦課金・水利費とも転借人が負担	—

堺市公告第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市堺区海山町三丁154番5及び154番13から154番20まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区中長尾町四丁5番18号

株式会社フェニックス

代表取締役 小島 俊雄

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第78号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1409号

指 定 年 月 日 令和2年5月12日

指定期間の末日 令和7年5月11日

事 業 者 の 名 称 有限会社東部第一工業

事業者の住所 東大阪市荒本2丁目5番1号

代表者の職氏名 代表取締役 杉山 大三郎

事業所の名称 有限会社東部第一工業

事業所の所在地 東大阪市荒本2丁目5番1号

指定番号 第1410号

指定年月日 令和2年5月12日

指定期間の末日 令和7年5月11日

事業者の名称 松本 章

事業者の住所 藤井寺市小山6丁目2番42号

事業所の名称 総合住設エーライフ

事業所の所在地 藤井寺市小山6丁目2番42号

指定番号 第1411号

指定年月日 令和2年5月12日

指定期間の末日 令和7年5月11日

事業者の名称 松本 健

事業者の住所 堺市堺区楠町4丁3番2号

事業所の名称 a q u a p l u s

事業所の所在地 堺市堺区楠町4丁3番2号

指定番号 第1412号

指定年月日 令和2年5月12日

指定期間の末日 令和7年5月11日

事業者の名称 株式会社梶野工業

事業者の住所 大阪市東成区東今里2丁目11番26号

代表者の職氏名 代表取締役 梶野 大造

事業所の名称 株式会社梶野工業

事業所の所在地 大阪市東成区東今里2丁目11番26号

指定番号 第1413号

指定年月日 令和2年5月12日

指定期間の末日 令和7年5月11日

事業者の名称 株式会社みんなのメディカル

事業者の住所 大阪市中央区天満橋京町1番22号

代表者の職氏名 代表取締役 山本 拓矢

事業所の名称 株式会社みんなのメディカル
事業所の所在地 大阪市中央区天満橋京町1番22号

堺市上下水道局公告第79号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者休止届出書が提出されたので、
堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第342号
休 止 年 月 日 令和2年4月27日
事 業 者 の 名 称 株式会社小谷組
事 業 者 の 住 所 羽曳野市郡戸13-1
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 小谷 勝彦
事 業 所 の 名 称 株式会社小谷組
事 業 所 の 所 在 地 羽曳野市郡戸13-1

堺市上下水道局公告第80号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備工事事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1700号
指 定 年 月 日 令和2年5月12日

事業者の名称 株式会社梶野工業
事業者の住所 大阪市東成区東今里2丁目11番26号
代表者の職氏名 代表取締役 梶野 大造
営業所の名称 株式会社梶野工業
営業所の所在地 大阪市東成区東今里2丁目11番26号

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第6号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年5月29日

堺市農業委員会
会長 田中 宏

[日時]

令和2年6月4日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他